

西宮市国土強靱化地域計画策定等委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」及び「兵庫県強靱化計画」に基づき、本市における国土強靱化に資する施策の推進に関する基本的な計画となる、「西宮市国土強靱化地域計画（以下、「西宮市強靱化計画」という。）」の策定等を行うために、西宮市国土強靱化地域計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市における国土強靱化の基本的な方針に関すること。
- (2) 西宮市強靱化計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長とし、副委員長は、政策局長とする。
- 3 委員は、別表第1に掲げるものとする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員（副委員長を含む。以下次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の意見の調整を経て、委員長が決定する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させることができる。

(検討部会)

第6条 委員会の補助組織として、検討部会を置く。

- 2 検討部会は、投資的（ハード）事業と施策的（ソフト）事業に分類する。
- 3 各検討部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 4 投資的事業検討部会長は道路部長を、施策的事業検討部会長は危機管理室長とする。〔1〕
- 5 部会委員は、調査等をさせる事項に関係する職員の中から委員長が指名する。
- 6 各検討部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、政策局政策総括室政策推進課に置く。

- 2 投資的事業検討部会の事務局は、土木局道路部道路建設課（道路計画・調整担当）に置き、施策的事業検討部会の事務局は、総務局危機管理室防災危機管理課に置き、政策局政策総括室政策推進課が総括する。〔1〕〔2〕〔3〕

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。〔1〕

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。〔2〕

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。〔3〕

別表第1（第3条関係）

委員長	北田副市長
副委員長	政策局長
委員	危機管理監
	土木局長
	政策総括室長
	危機管理室長
	道路部長